

## Q & A 周辺地域の住民への周知について

Q 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、当該工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないとされていますが、周知方法・周知範囲・周知内容はどのように考えればよいでしょうか。

A 次に掲げるものを原則として、計画している内容について事前に市まちづくり政策課へ相談してください。

### 1 周知の方法

周辺地域の住民への周知の方法は、次のいずれかの方法により行うこと。

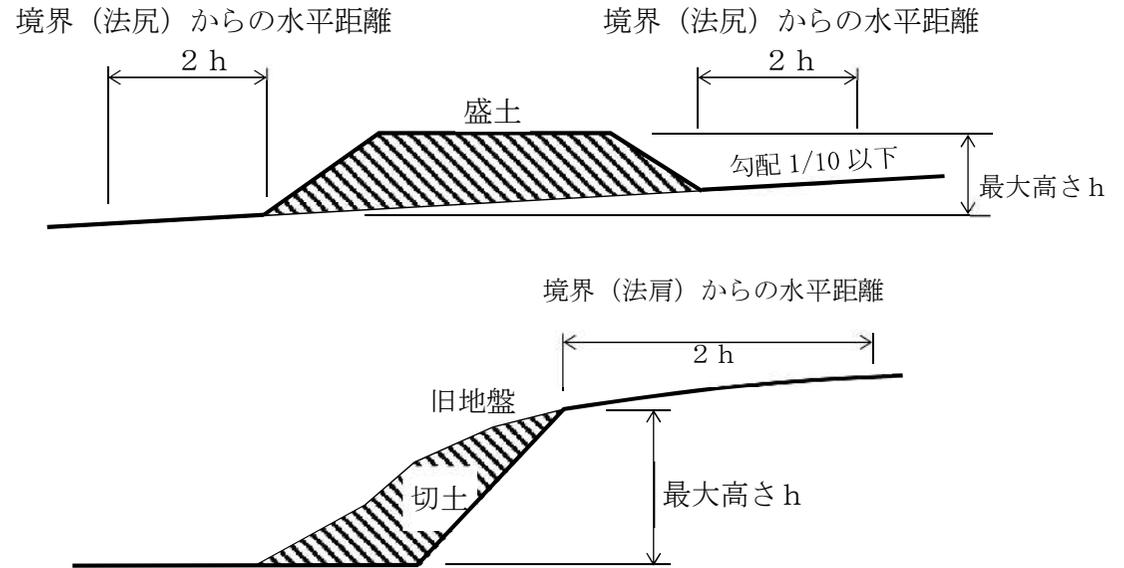
- (1) 工事の内容に関する説明会を開催する。
- (2) 工事の内容を記載した書面を配布する。
- (3) 工事の内容を施行区域内の土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して閲覧に供する。

ただし、溪流等において高さ15メートルを超える盛土をする場合においては必ず上記(1)の方法で周知を行うこととし、周辺地域の住民から上記(1)の方法による周知の求めがあったときは、これに応じるよう努めること。

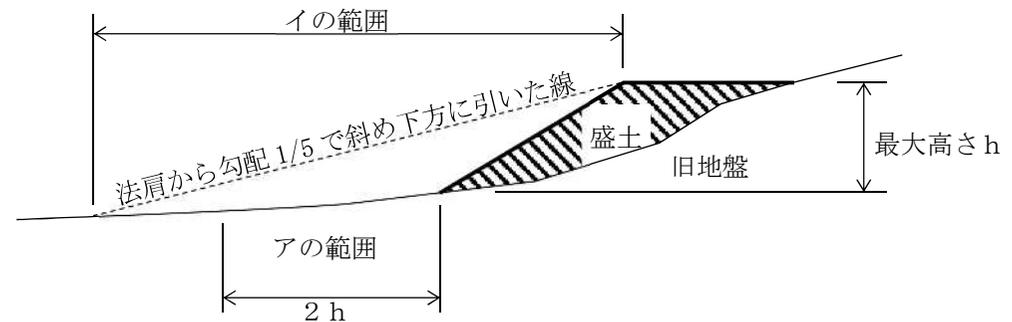
## 2 周知の範囲

上記1のただし書きの場合を除き、周知を行う範囲は下図に示す考え方を参考にすること。

- (1) 平地盛土又は切土  
 平地盛土とは、勾配 1/10 以下の平坦地における盛土です。  
 平地盛土又は切土においては、原則、以下のアからウまでの全てを包含する範囲を周知範囲とします。  
 ア) 盛土等の境界から盛土等の最大高さに対して 2 倍の水平距離の範囲  
 イ) 盛土等を行う土地の隣接地  
 ウ) 盛土等を行う土地が含まれる町内会の範囲



- (2) 腹付け盛土（溪流等が存在する場合を除く）  
 腹付け盛土とは、勾配 1/10 超の傾斜地盤上における盛土です。溪流等が存在する場合を除き、腹付け盛土においては、原則、以下のアからエまでの全てを包含する範囲を周知範囲とします。  
 ア) 盛土の境界（法尻）から盛土の最大高さに対して 2 倍の水平距離の範囲  
 イ) 盛土法肩から勾配 1/5 で斜め下方に引いた線と地盤面が交わる点までの範囲  
 ウ) 盛土を行う土地の隣接地  
 エ) 盛土を行う土地及びアからウまでのいずれかの土地が含まれる町内会の範囲



(3) 溪流・谷埋め盛土等

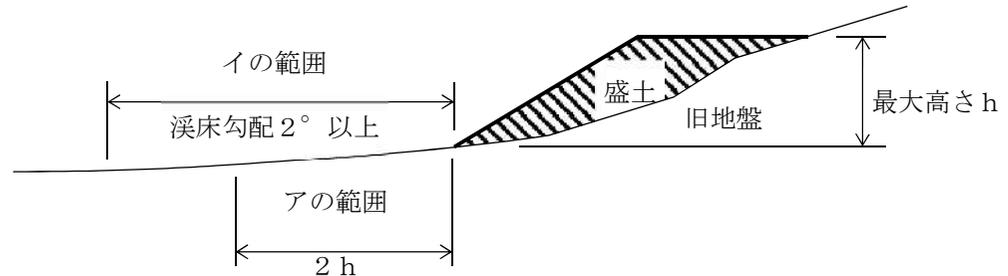
溪流等における盛土、谷又は沢を埋め立てて行う谷埋め盛土、若しくは腹付け盛土のうち溪流等が存在する盛土については、原則、以下のアからエまでの全てを包含する範囲を周知範囲とします。

ア) 盛土の境界（法尻）から盛土の最大高さに対して2倍の水平距離の範囲

イ) 盛土の境界（法尻）から溪床勾配が $2^\circ$ 以上の範囲

ウ) 盛土を行う土地の隣接地

エ) 盛土を行う土地及びアからウまでのいずれかの土地が含まれる町内会の範囲



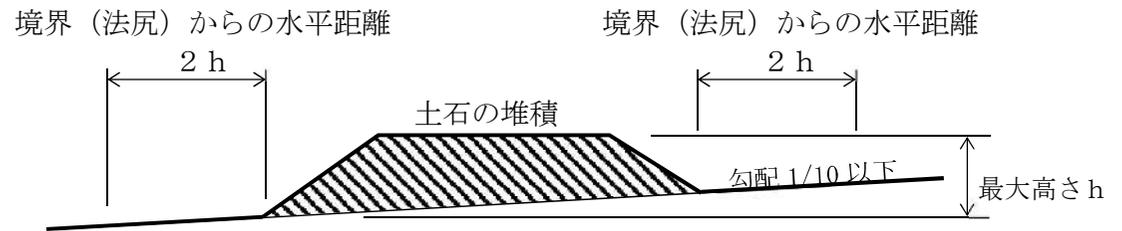
(4) 平地における土石の堆積

勾配 $1/10$ 以下の平坦地における土石の堆積については、原則、以下のアからウまでの全てを包含する範囲を周知範囲とします。

ア) 土石を堆積する部分の境界（法尻）から堆積する最大高さに対して2倍の水平距離の範囲

イ) 土石を堆積する土地の隣接地

ウ) 土石を堆積する土地が含まれる町内会の範囲



(5) 傾斜地における土石の堆積

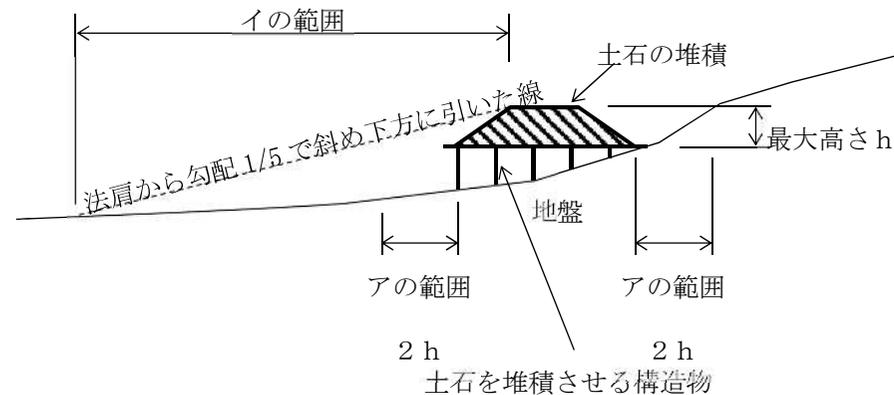
勾配 $1/10$ 超の傾斜地盤上における土石の堆積については、原則、以下のアからエまでの全てを包含する範囲を周知範囲とします。

ア) 土石を堆積する部分の法尻から堆積する最大高さに対して2倍の水平距離の範囲

イ) 堆積する土石の法尻から勾配 $1/5$ で斜め下方に引いた線と地盤面が交わる点までの範囲

ウ) 土石を堆積する土地の隣接地

エ) 土石を堆積する土地及びアからウまでのいずれかの土地が含まれる町内会の範囲



### 3 周知内容

工事主は周辺地域の住民に対して、次に掲げる事項を周知すること。

- ・ 工事主の氏名又は名称
- ・ 工事が施行される土地の所在地
- ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ・ その他市長が必要と認める事項